これを本件についてみると、本件請求に係る業務委託契約に関する公文書は、宇治市水道部の内部決裁終了後には公開請求が可能となっていたのであるから、遅くとも請求人らは、既に平成19年4月末までには、宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）に基づく公文書公開請求をすれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたものである。

そのうえ、平成19年10月24日には、宇治市議会の決算特別委員会における市職員の答弁によって、同年3月に神明浄水場の取水ポンプの取替えが行われたことが明らかにされ、翌10月25日には洛南タイムス及び城南新報の地方紙2紙が1面でこれを報道した。当該決算特別委員会の会議録を掲載した宇治市のホームページは、遅くとも平成20年2月末以前には閲覧が可能となっていたのであるから、請求人らは、平成19年10月下旬頃には地方紙による情報を得ることができたうえ、遅くとも平成20年2月末頃までには、公文書公開請[illegible]によって客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為[illegible]生及び内容を知ることができたものである。

請求人[illegible]本件請求を提出したのは平成[illegible]年3月27日であり、[illegible]財務会計上の行為[illegible]からは2年以上経過し、かつ上述のとおり公文書公開請求をすることができた時点から少なくとも1年以上経過した後であり、相当な期間内に監査請[illegible]がなされたものとは認められないから、これを適法な監査請求ということ[illegible]できない。

したがって、本件請求には、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由がないから、同項本文の規定により、これを受理することができない。